

社会福祉法人リード・エー 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リード・エーの評議員の報酬等について定めるものである。

(報酬)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

2 報酬は各年度の総額が30万円を超えない範囲で支払われる。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第4条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2017年4月1日より適用する

別表 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	5,000円	3,000円